

自主防災隊規約

2004年12月03日
すみよし団地自主防災隊

(目的)

第1条 この自主防災隊（以下「隊」という。）は、地域住民の防災意識の啓蒙と災害時の相互援助の確立を図るため、地域の自主防災組織として結成し、地域住民の安全向上を図ることを目的とする。

(隊の名称及び構成)

第2条 この隊は、「すみよし団地自主防災隊」と称する。

第3条 この隊は、すみよし団地自治会会員をもって組織する。

第4条 この隊の事務所は、防災本部長宅に置く。

(役員及び組織)

第5条 この隊に、必要な組織の編成を行う。（別紙 自主防災組織図）

第6条 この隊は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 災害に対する訓練の実施と防災意識の啓蒙。
- (2) 災害発生時における関係機関からの指示に基づく活動支援。
- (3) その他、災害時における相互援助活動。

第7条 この規約を改廃する場合には、過半数の賛成を必要とする。

第8条 この自主防災隊は、すみよし団地自治会の総会に於いて選出された役員・班長及び前年度役員・班長によって構成する。

第9条 任期は自治会役員年度とする。

附則

この規約は、隊が結成されたときから適用する。